

SUGGEST by hamamoto mite net! みてねっと!

2015
SPRING
Vol.41



応援しよう!! ふるさとを!!

PART
2

前々回のみてねっと(第39号)でご案内した、「ふるさと納税」制度ですが平成20年の創設以来、寄付総額は年々増加しており、総務省の資料によりますと、平成21年度時点では寄付数3万3千人、寄付金額72億円だったのが、平成25年度には、寄付数10万6千人、寄付金額130億円へ増加。寄付数は3.2倍、寄付金額は1.8倍へと拡大しています。

その「ふるさと納税」制度が平成27年度から大きく変わります。
大きな改正点は2つあります。

①確定申告が不要になります。

これまでの「ふるさと納税」制度で、税金の控除を受けるためには確定申告が必要でしたが、平成27年4月より、「ふるさと納税ワンストップ特例制度」がはじまります。この制度により、平成27年4月1日以後に行われる「ふるさと納税」からは、寄付者が寄付を行う際に控除申請を要請すれば、「寄付先の自治体」から「自分が住んでいる自治体」に寄付金データが寄付者に代わって直接通知されます。ただし、以下のような適用条件があります。

- 元々確定申告をする必要がない人
- 「ふるさと納税」の寄付先が5つまでの人

②寄付金の上限が2倍に拡大されます。

「ふるさと納税」は、寄付金のうち自己負担分である2千円を超える部分が一定の上限まで所得税・個人住民税から控除される制度でしたが、平成27年1月1日以後に行われる寄付金からこの上限額が2倍になります。

上限額については、年収と家族構成によって変わってきますが、旧制度での目安は以下のとおりです。

全額控除される寄付額の目安(2,000円を除く)

		寄付者の家族構成					
		独身 又は 共働き	夫婦又は 共働きで 子1人(高校生)	共働きで 子1人 (大学生)	夫婦+子1人 (高校生)	共働きで 子2人 (大学生と高校生)	夫婦+子2人 (大学生と高校生)
寄付者本人の 給与収入	300万円	16,000	12,000	10,000	8,000	6,000	3,000
	400万円	24,000	20,000	18,000	16,000	13,000	9,000
	500万円	34,000	30,000	27,000	24,000	22,000	17,000
	600万円	43,000	39,000	37,000	35,000	33,000	27,000
	700万円	59,000	55,000	53,000	44,000	42,000	38,000
	800万円	71,000	66,000	64,000	61,000	60,000	55,000
	900万円	82,000	77,000	76,000	73,000	71,000	66,000
	1,000万円	94,000	90,000	88,000	85,000	83,000	79,000
	1,500万円	195,000	190,000	188,000	184,000	182,000	176,000
	2,000万円	283,000	277,000	275,000	272,000	269,000	264,000

※上記は給与収入のみの方のケースであり、年金収入のみの方や、事業者の方は上記とは異なります。
※あくまで目安であり、正確な計算は、寄付翌年1月1日にお住まいの市町村にお尋ねください。

(単位:円)

事故トピック

高速道路逆走、認知症が12%

高齢者が運転する車が高速道路で「逆走」し、事故に至るケースが相次いでいます。「高速道路の逆走」は毎年200件前後起きていて、去年は人身事故が22件と過去最悪になったそうです。このうち、逆走を起こした人のおよそ7割は高齢者で、なかでも「認知症またはその疑いがある」ケースが12%ほどと言われています。認知症のドライバーが逆走して死亡事故を引き起こすという深刻なケースも実際に起きています。

なぜ逆走してしまうのか

認知症の人はどのようにして逆走を起こしてしまうのか。例えば、「アルツハイマー型」認知症の場合、空間を認識する能力が低下します。方向感覚がなくなってしまうため、パーキングエリアなどから本線に戻るとき、出入り口が分からず、標識も認識できなくなり、逆走してしまうことがあると言われています。脳の一部が萎縮してしまう、いわゆる「ピック病」の場合、「自分の欲求を抑えられなくなる」などの特徴があります。そのため、降りる出口を誤って通り過ぎてしまったとき、交通ルールを無視してでもUターンして逆走してしまうとみられています。認知症になった本人が「運転能力が落ちてきた」とか「事故が起こりやすくなった」などと自覚することは難しく、認知症は早期発見がいちばん大事なので、家族が「運転させるのは少し危険かな」と気付いてあげることが必要だと指摘されています。



逆走を防ぐ対策

一方、重大事故につながりかねない逆走を防ごうという対策も始まっています。過去、何度か逆走が起きたインターチェンジでは、認知症のドライバーが進行方向を間違えないようにできないかと考え、路面に進行方向を示す大きな矢印を新たに示しました。認知症の場合、文字が認識しづらいこともあるため、矢印のみとされ本線との合流部には、Uターンしづらくするためのラバーポールも設置されました。夜間にはヘッドライトで光るような工夫も凝らしてあります。国土交通省と高速道路各社では、逆走が何度も起きたインターチェンジなど、全国33か所をピックアップし、3月末までをめぐり急ピッチで改修工事を進めています。また、認知症の疑いがあるドライバーを発見しようという取り組みも進められています。路肩に停車したり、極端に遅い速度で運転したりするケースが多いそうです。認知症の疑いがあるかどうか、速やかに聞き取りを行い、確認できれば警察や家族に連絡、事故が起きる前に家族に危険性を認識してもらうことにしています。

免許制度の見直し

警察では免許制度の見直しを進めています。75歳以上の高齢者が免許更新時に受ける検査で、「認知症の疑いがある」と診断された人全員に「医師の診断」を義務づけます。医師が認知症と診断すれば、「免許の停止または取り消し」が行えるよう、法律の改正作業を行っています。

また警察では、認知症の人や運転に自信がなくなったという人に対して運転免許証の「自主返納」を勧めています。返納すると代わりに「運転経歴証明書」が発行されます。タクシーやバスの定期券の割引などが受けられることもあり、申込者は急増しています。高齢社会が進むなか、より深刻化する「認知症による逆走」の問題とどう向き合うのか。今後さらに問われていきそうです。

損保トピック

民法709条と失火責任法（失火法）



自然災害はもちろん、火災も非常に怖い災害の一つです。総務省消防庁の統計によると出火原因の1位は「放火」、2位が「コンロ」、3位が「タバコ」、4位は「放火の疑い」となっています。（平成22年度版消防白書）自分の家は十分に気を付けていると言う方もいますが、自分が火を出さなくても隣の家（あるいは部屋）から燃えうつることもあることを注意しましょう。それなら相手に損害賠償してもらえばいいと考えるでしょうが、火災の場合は通常の損害賠償事故と事情が大分異なります。今回は他人の家から類焼して自宅が燃えた（あるいは逆に相手の家を燃やした）場合に損害賠償に当たるのかを確認しましょう。

●失火の責任に関する法律（略称：失火責任法あるいは失火法）

『民法第709条の規定は失火の場合にはこれを適用せず、但し失火者に重大なる過失ありたるときはこの限りにあらず。』失火の責任に関する法律（失火責任法、失火法）はこの一文のみの非常に短い法律です。通常は民法709条で規定されているように、自分の落ち度などで他人に迷惑をかけたなら損害賠償しなさいというのが原則です。しかし失火（火事）の場合には、上記のようにこの原則を適用しないとなっています（重過失の場合を除く）。これは明治32年に制定された古い法律ですが、現在でも適用されています。考え方として、日本では狭い土地に木造家屋が密集しており、火災が発生すると広がりやすいという住環境にあるのと、自宅を失った上に延焼させた人の家に責任を負わせるのは賠償能力をはるかに超えてしまうような様々な背景があるようです。そこで気になるのが「重大なる過失（重過失）ってなんだ？」ということです。簡単に言うと「通常、人にあれこれ言われるまでの注意をしなくても、わずかな注意をしていれば簡単にこうした結果になることが分かるのに漠然とこれを見過ごしたような注意を欠いた状態」。例えばある状態を放置しておいたら、誰が見ても危ないのにそれをほっておいた結果、火災が起きて周りに類焼したようなケースです。

具体的に過去の判例で重過失に認定された事案についていくつか確認してみましょう。

○天ぷらでの揚げ物

主婦が台所のガスコンロにてんぷら油の入った鍋をかけ、中火程度にして、台所を離れたため、加熱されたてんぷら油に引火し、火災が発生した例（東京地裁昭和57年3月29日判決）。

○暖房器具

石油ストーブに給油する際、石油ストーブの火を消さずに給油したため、石油ストーブの火がこぼれた石油に着火して火災が発生し、隣接の建物等を消失させた例（東京高裁平成15年8月27日判決）。

○寝タバコ

寝タバコの火災の危険性を十分認識しながらほとんど頓着せず、何ら対応策を講じないまま漫然と喫煙を続けて火災を起こした例（東京地方裁判所平成2年10月29日）。

これらは判例の一つですから個々の事例によってケースバイケースではありますが、確かにほっておけば危ないというのは分かると思います。そういう意味からすれば常識的な範囲の中で危険だと思うようなことについては注意する必要があります。失火責任法の意味を理解すれば、自分で火災保険に加入しておくことの大切さもよくわかるのではないかと思います。



見直してください あなたの暮らしの保障

浜本保険株式会社

- 本 社／兵庫県加西市北条町横根313-1 A・NOVA SANWA BLDG 1F
TEL.0790(42)1223(内) FAX.0790(43)1205
- 高 砂 営 業 部／兵庫県高砂市荒井町御旅2丁目1番1号
TEL.079(442)3515(内) FAX.079(442)3054
- イオン加古川店／兵庫県加古川市平岡町新在家615-1
TEL.079(425)6500(内) ☎0120(920)903



■本社／北条営業部



■高砂営業部



■アフラックサービスショップ

URL: <http://www.hamamoto.co.jp/>